

令和 4 年度

公立大学法人公立はこだて未来大学年度計画

公立大学法人公立はこだて未来大学

令和4年度 公立大学法人公立はこだて未来大学年度計画

第1 年度計画の期間等

1 年度計画の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とする。

2 年度計画の意義

この計画は、第3期中期計画に基づき、事業年度の基本的な業務運営に関し定めるものであり、年度計画に定めのない事項であっても、第3期中期目標および第3期中期計画を達成するため、適宜、適切に取り扱うものとする。

第2 第3期中期目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学部教育に関する目標を達成するための措置

- ・ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに沿って、カリキュラム体系の検証を行い、カリキュラム改訂作業を開始する。令和4年度はクオーター制への移行作業に入るとともに、初年次科目および情報基礎教育の再編に関する作業を行う。
- ・実践的技術や知識を獲得させるために、企業の専門家や実務家に講義や演習に参加してもらう専門教育の実施を推進する。
- ・実社会の課題を対象とし、探求力・構想力の育成を目指す内容を盛り込んだ専門科目の実施を推進する。
- ・カリキュラム・ポリシーに沿って、1年次の学部共通の科目群として、プログラミング、数学、科学技術リテラシー、コミュニケーションなどに関する講義、演習を実施し、教育効果の観点から必要な改善を行う。
- ・分野横断型実践的教育や地域連携型教育、产学連携型教育を受ける機会を継続して設ける。
- ・プロジェクト学習の成果についてより多くの観点から評価を受けるため、引き続き、学外にも積極的に発表する機会を設ける。
- ・データサイエンス科目を整備・運用することにより、従来のコースの専門教育に加え、学生の学修の幅を広げる。
- ・学部教育でのコミュニケーション科目、V E P（バーチャルイングリッシュプログラム）科目等により、英語のリーディング能

力、ライティング能力、プレゼンテーション能力を伸ばす教育制度や教育プログラムを検討する。

- ・留学や国際学会発表などのグローバルな活動をより活性化するための教育制度や教育プログラムを検討し、実施する。
- ・学部教育における、相互作用的・共創的な取り組みとして、テーマを設定し、勉強会等の活動を計画し実施する。
- ・北海道F D・S Dフォーラムに継続的に参加することにより、他大学との交流および情報共有を積極的に行い、その成果を本学における共創的な教育活動に活かす。
- ・効果的かつ効率的な学習環境をデザインするために、特別研究費や科学研究費による教授手法・学習手法・学習支援手法に関する研究を行い、その成果を学内外に発表する。
- ・年度初めのオリエンテーションにおいて、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシー、教育課程・授業科目体系についてガイダンスを行うことにより、学生の理解を促進する。
- ・学生の主体的な学修を促す取り組みとして、学習達成度調査を定期的に実施し、学生一人ひとりにフィードバックを着実に行う。
- ・学習成果に関する各種データを分析し、情報共有することにより、教育改善の資料とする。

(2) 大学院教育に関する目標を達成するための措置

- ・多視点性と高度な専門性を併せ持った創造性豊かな人材を育成するため、企業等や外部機関との共同研究プロジェクトへの大学院生の積極的参加を奨励し、引き続き教員・学生へR A（リサーチ・アシスタント）制度の周知等を行う。
- ・大学院における基礎教育のあり方について、高度技術者としての能力の獲得に向けた教育体制の維持・改善に努める。
- ・研究者として必要とされる探求力、構想力、表現力、学術活動のための英語力等を向上させるための教育を充実する。
- ・優れた専門職業人育成という社会の要請に対応するカリキュラムの充実を引き続き検討する。
- ・実践的な技術や知識の専門性向上を図るための大学院教育方法を引き続き検討する。
- ・研究領域や研究機関の壁を越えたインターンシップ参加を促し、多様な学際的活動の体験機会を提供する。
- ・R A制度を活用し、実践的な研究方法に関する経験を深める機会を提供する。
- ・外部の研究者を招聘した学術セミナー、討論会等の開催を通じ

て、最先端の知識や研究事例に触れる機会を充実させる。

- ・学部教育との連動や柔軟な履修を可能とする教育内容を意識しカリキュラムの改善を検討する。
- ・授業の目的や計画に応じて、プロジェクト学習（PBL）、地域連携型教育、産学連携によるコーオプ型教育等、様々なアクティビ・ラーニング手法を積極的に導入する。
- ・科目履修のための補足的情報を、目的別にウェブページやハンドブック等の分かりやすい形にまとめる。
- ・大学院開講科目について、大学院教務委員会において引き続き検証し、必要な見直しを図っていく。
- ・学生の学習意欲の増大のための成績関連情報の活用を検討する。

2 学生の受け入れに関する目標を達成するための措置

(1) 学部入学者の受け入れに関する目標を達成するための措置

- ・アドミッション・ポリシーに基づき、各選抜を引き続き適切に実施し、課題等があれば速やかに改善する。
- ・国内外の工業高等専門学校や短期大学などからの編入学について、適切な受け入れ体制を維持・整備する。また、従来は2年次までの科目を対象に行ってきた入学前の取得単位の認定を3年次以降の科目にも適用することを検討する。
- ・社会人の入学および転入の受け入れを積極的に進めるとともに、適切な受け入れ体制の維持、整備を行う。
- ・対面による入試広報施策とオンラインによる施策のそれぞれの利点を活かし、効率的かつ効果的に実施する。
- ・さまざまな機会、媒体を活用し、入試制度を受験生および高等学校へ広く周知する。
- ・データサイエンスに関する教育プログラムの整備を進めるとともに、引き続き年度初頭のガイダンスなどを通じて学生への周知を行う。
- ・女子高校生等への積極的な入試広報を行い、女子受験生の増加に努める。
- ・障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障がい者等の受け入れにできる限り対応する。
- ・学生の留学に対する意識の向上に努めるとともに、学生への情報提供とニーズ把握を行い、引き続き海外留学を支援する。
- ・留学生の受け入れ体制の充実のため、学内外の支援制度について検討する。また引き続き、留学生の住宅・生活支援、日本語教育環境を支援する制度を整える。
- ・総合型選抜入試や学校推薦型選抜入試での合格者に対する入学前教育（英語および数学）を継続するとともに、高校理数系科目の

学び直しのための入学後の支援など、必要な措置を継続して行う。

- ・新学習指導要領に基づく令和7年度入試について、入試改革ワーキンググループを立ち上げ新入試制度案を策定し、公表する。

(2) 大学院入学者の受け入れに関する目標を達成するための措置

- ・留学生や社会人など広範囲から入学者を受け入れるため、ウェブサイトでの情報提供や入試制度、講義の改善を実施する。
- ・学内推薦制度を積極的に周知し、より多くの学生が大学院進学を目指すように説明会や個別面談などを通じて引き続き啓発を図る。
- ・優秀な学生を確保するため、大学院早期入学(飛び入学)を継続し、学生に周知する。

3 学生支援に関する目標を達成するための措置

(1) 学習・履修状況、進路設計に関する目標を達成するための措置

- ・入学初頭のオリエンテーションや毎年度始めの学年別ガイダンスを通じて、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを周知し、学生がゴールを意識した履修計画・授業履修ができるよう指導を行う。また、1年生に対しては担任面談を行い、講義履修について必要なアドバイスを行う。
- ・科目担任教員、教務委員会、事務局が連携し、学生のGPA（グレード・ポイント・アベレージ）、履修状況を把握し、問題を抱える学生に対する個別指導を実施する。
- ・教務システムおよび学習管理システム（LMS）の更改を受けて、シラバスや休講等の講義情報、履修登録等の電子化を推進し、学生の利便性と履修状況管理の効率性を高める。
- ・自律的な学び方を身に付けられるように、ピア・チュータリングによる学習支援プログラムを継続して実施する。
- ・実践的な英語力を身に付けられるように、英語コミュニケーションセッションを継続して実施する。
- ・2年次のコース配属について、1年生向けに、年度初頭のガイダンスなど定期的にコースの情報を提供する機会を設ける。加えて、研究室のオープンラボなど、各コースの教員と上級生とのコミュニケーションの機会を提供する。
- ・4年次の卒業研究の研究室配属に向けて、学生が早期から準備・計画を行えるよう、年度初めのコース別ガイダンスや、研究室の

オープンラボなどを実施し、将来の進路選択（就職、大学院進学）に必要な情報やコミュニケーションの機会を提供する。

- ・全学部生を対象に、学習達成度調査を半期に1回実施することにより、個々の学生が自身の学びを内省し、目的および計画を立てられるようにする。
- ・学習達成度調査の結果等を分析し、学修環境の改善に活用する。

(2) 学生生活、進路・就職活動に対する支援に関する目標を達成するための措置

- ・マナー向上の啓発を推進するとともに、大学施設利用のルールを明示し、モラル・マナー向上のための施策を実施する。
- ・生活状況の実態調査を実施し、学生のニーズの方向とその変化を分析する。
- ・後援会との連携を維持し、学生の自主的学習活動やサークル活動を支援する。
- ・学生の生の声を集め、支援施策への学生参加のあり方の検討を行う。
- ・教職員が連携し、カリキュラムの一環として学生の社会的・職業的自立に必要な能力の向上に資する支援を全学生に対し通年で実施する。
- ・教職員が連携し、幅広い業界の企業との協力関係を築き積極的な情報収集に努めるとともに、学生に対して業界、職種、企業研究等に資する情報を円滑に提供する。

4 研究の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の支援に関する目標を達成するための措置

- ・国際的研究拠点構築を目指して、複雑系と知能の融合領域、デザインと情報科学・社会科学の融合領域、教育と情報科学・認知科学の融合領域の重点領域を設定し学内研究資金等の弾力的な配分や資源の集中的な投入を行う。
- ・成果報告会やパネルディスカッションを開催し教員間の研究交流・共同研究の促進を図るとともに、パネル展示を行い研究成果の情報共有を図る。
- ・未来A.I.研究センターおよび既存のコ・ラボに対する積極的支援を継続するとともに、新たな重点・戦略研究テーマを中心に有望なプロジェクトを支援し、継続的・組織的な発展が見込まれるプロジェクトにコ・ラボ制の導入を図り、学内外への可視化とプロ

モーションを引き続き促進する。

(2) 研究の評価と情報公開に関する目標を達成するための措置

- ・学内公募型研究等に関して、成果報告書提出を義務づけ、評価を行う。
- ・学内公募型研究等に関して、成果報告会を開催し、学内での情報共有を図る。
- ・教員の研究成果の提出を求め、年度単位での研究業績の評価を行う。
- ・機関リポジトリ、教員研究紹介冊子、地域交流フォーラム等、既存の手段による研究成果発信とともに、外部の研究者ポータル（Researchmap, Research Gate, L-RAD等）の活用をより一層進め、効率的・効果的な情報発信を推進する。
- ・研究倫理教育に関するeラーニング受講の徹底を図るとともに、謝金等の支出に関する抜き打ち検査の実施や科研費の抽出検査等の取り組みを進める。

(3) 外部資金の確保、研究成果の知的財産化や事業化の支援に関する目標を達成するための措置

- ・外部の研究助成等の公募情報を体系的に収集し提供する。
- ・教員の研究成果発表等の内容に基づいて積極的な資金計画支援を行う。
- ・社会連携センターを中心に、内外の企業との共同研究や技術移転を積極的に行うとともに、产学官金の各機関との連携や意見交換を密にし、参画する各種大型事業における連携推進を進め、さらなる大型研究資金をねらった戦略的コンソーシアム形成等の可能性の検討に継続的に取り組む。
- ・新たな研究成果からの特許権、意匠権、著作権等の知財化について積極的に啓発・募集・支援を行い、出願申請業務や共同研究企業等との交渉業務に、適切な外部専門機関の援助を得ながら速やかに取り組む。

5 地域貢献に関する目標を達成するための措置

- ・社会連携センター、教務委員会、事務局教務課が中心となって、地域からの教育連携の要請、教員の地域連携の要請の双方を把握し、既存の連携協定の活用を含めて、適切なマッチングや交渉を行い、教育と地域社会との連携を支援・推進する。

- ・教員の研究成果を市民に還元する公開講座、著名なゲストが先進的な学術的文化的話題を講義する特別講演会を柱としてオンライン形式を含めて推進するとともに、A I / I o T に関する社会人向け教育や、各教員が主体的に展開する地域での講演・教育活動等を積極的に支援・推進する。
- ・地域をフィールドとした調査分析、研究開発活動等を通じて、地域の実情や変化の様相を把握し、新しい可能性を抽出するなど、地域の政策形成・地域振興への関与・貢献に努める。
- ・地域の産学官民と広く連携・協力し、地域の社会的文化的経済的な状況の理解に努め、企業進出やU I J ターン人材等の動向や可能性なども見据えながら、より効果的な技術移転・知識移転の推進継続に努める。
- ・A I / I o T に関する戦略的な技術移転・知識移転、共同研究の推進について、引き続き道立工業技術センターや函館高専、函館市、北海道や関係各省庁等と連携して進めるとともに、新たな課題を見極めて取り組む。
- ・アカデミッククリンクなど、キャンパス・コンソーシアム函館の活動に積極的に参画する。また、単位互換制度への協力、公開講座の提供など、地域の大学や高専等との学術連携・社会連携を進める。
- ・小中高大連携事業について検討し、情報教育に貢献する。

6 学術連携および国際化に関する目標を達成するための措置

- ・既に連携している大学との交流を活性化するとともに新規の連携先を開拓する。
- ・グローバルな教育研究を推進するため、学内の制度を整えるとともに、国内外の大学や研究機関等との学術交流ネットワークを構築する。
- ・公立はこだて未来大学振興基金を財源として創設した海外留学助成制度や外部資金を積極的に活用することにより、学生の留学を促進させる。
- ・留学生の受け入れ体制の充実のため、学内外の支援制度について検討する。また引き続き、留学生の住宅・生活支援、日本語教育環境を支援する制度を整える。（再掲）
- ・海外の連携協定校の履修制度に加えて、コロナ禍におけるオンライン交流の可能性について調査を行う。

7 附属機関の運営に関する目標を達成するための措置

(1) 社会連携センターの運営に関する目標を達成するための措置

- ・社会連携ポリシーに沿った活動を推進し、様々な取り組みを教授会や学内メール等で周知するとともに、社会連携センター長をはじめとする教員の外部講演活動、具体的な活動事例のニュース記事、マスメディア紹介等を通じて、世の中に広く情報発信する。また、大学内外の人々を巻き込みながら、有機的な社会連携活動を行い、企業等からの連携相談を成立させる取り組みを推進する。
- ・地域の产学官民と広く連携・協力し、地域の社会的文化的経済的な状況の理解に努め、企業進出やU I J ターン人材等の動向や可能性なども見据えながら、より効果的な技術移転・知識移転の推進継続に努める。（再掲）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の状況を踏まえながらも、はこだて国際科学祭、地域デジタルアーカイブ、地域オープンデータ活用による道南文化財学芸振興等をはじめ、既存の取り組みをさらに発展させるとともに、年々新たに取り組まれる多様な活動を継続的に実施できるよう組織化を図る。
- ・外部の研究助成等の公募情報を体系的に収集し提供する。（再掲）
- ・教員の研究成果発表等の内容に基づいて積極的な資金計画支援を行う。（再掲）
- ・社会連携センターを中心に、内外の企業との共同研究や技術移転を積極的に行うとともに、产学官金の各機関との連携や意見交換を密にし、参画する各種大型事業における連携推進を進め、さらなる大型研究資金をねらった戦略的コンソーシアム形成等の可能性の検討に継続的に取り組む。（再掲）
- ・新たな研究成果からの特許権、意匠権、著作権等の知財化について積極的に啓発・募集・支援を行い、出願申請業務や共同研究企業等との交渉業務に、適切な外部専門機関の援助を得ながら速やかに取り組む。（再掲）
- ・多様な職務（リサーチ・アドミニストレーション、知財化コーディネート、地域連携・社会連携コーディネート、研究広報等）遂行に向けて、計画的に専門能力を高めるための育成を継続推進する。

(2) 情報ライブラリーの運営に関する目標を達成するための措置

- ・今後のライブラリーの利用形態の変化を踏まえて、教育研究活動

に必要な蔵書・資料の充実に努めるとともに、適切な蔵書を構成し、資料を配置していく。

- ・研究に必要な学術論文について、電子ジャーナルや論文データベースの利用環境を充実させるとともに、契約内容を継続的に見直し、効率的で効果的な整備を行う。
- ・収集した資料や情報の利用促進のため企画を実施するなど、利用環境の整備と利用者に対するサービス向上に努める。
- ・学習や研究に資するため、全国の大学図書館と連携して、所蔵していない文献を提供するための手段を確保する。
- ・機関リポジトリの内容の充実を図り、学内の研究成果を広く公開するとともに、効率的なシステム構築のための整備を行う。
- ・ウェブページ等を通じて、大学が所有する書籍や資料に関する情報を地域に提供し、その利用促進を図る。
- ・キャンパス・コンソーシアム函館の図書関連携プロジェクト（ライブラリーリンク）を通じて、読書や図書館利用の啓発活動を行う。

8 運営・管理および財政基盤の安定化に関する目標を達成するための措置

(1) 大学の運営・管理に関する目標を達成するための措置

- ・理事長のリーダーシップのもと、ポストコロナにおける高等教育のあり方を検証し、本学のとるべき戦略的な取り組みを明らかにする。
- ・役員会議の定例開催を継続するとともに、札幌市立大学との連携を維持し、新型コロナウイルス感染症対策下での教育の質の維持と安全の確保を図る。
- ・教育研究審議会、部局長会議を適切に開催するとともに、学内委員会の活動と連携し機動的な運営体制を推進する。

(2) 人材の確保・育成に関する目標を達成するための措置

- ・優秀な人材を確保するため、雇用形態の見直しを検討していくとともに、特任教員制度等を継続して活用し、特色ある多様な人事の確保に努める。
- ・多元的な視点に基づき教員の実績評価を行い、評価結果を一般研究費の配分や待遇等へ反映させる。また、評価基準の妥当性の検証を行う。
- ・適宜事務局の体制見直しを行い、職員の人材確保に努める。

- ・公大協や北海道F D・S D協議会等で主催する研修カリキュラムへの積極的な参加を促し、大学運営に必要な知識、技能の修得を図る。
- ・在外研修を行う教員が効果的に制度を利用し、国際的な研究成果を挙げられるよう、制度とその運用方法の改善を検討するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、制度の柔軟な運用を図る。

(3) **財政基盤の安定化に関する目標を達成するための措置**

- ・管理経費の抑制に努めるとともに、施設整備費の計画的な執行など、効率的かつ弾力的な予算運用を行う。
- ・公立はこだて未来大学振興基金等への寄附受入の取り組みを進めるとともに、競争的研究費の情報収集と学内の情報共有を行い、外部資金の確保、拡充を図る。

(4) **施設設備の整備に関する目標を達成するための措置**

- ・令和3年度に行った設備更新検討業務委託による報告書に基づき、今後の熱源システムの更新を検討する。
- ・令和4年4月から運用が開始される情報通信システムの安定的な稼働を図るとともに、情報セキュリティの検証、対策の適切な実施により、学内情報システムの保護に努める。

(5) **環境・安全管理に関する目標を達成するための措置**

- ・冷暖房等の省エネルギー対策を引き続き推進し、一層の経費節減に努めるとともに、供給電気を再生可能エネルギーに指定した場合の電力調達方法の検討を行う。
- ・学生の心身の健康管理面での支援体制を充実させるとともに、学生に寄り添った学生相談室の運営を図る。
- ・労働安全衛生法に基づいて設置した衛生委員会により、教職員等の安全および衛生に関する環境の向上を図る。
- ・災害・事故等の緊急時対応を適切に行うため、ガイドライン等の整備を含め、危機管理体制の構築を検討する。
- ・ハラスメントを防止するために、教職員および学生に対して、ハラスメント防止ガイドラインを周知する。また、本学または他機関でハラスメントが発生した場合には、注意喚起を行うとともに、必要に応じてハラスメント防止ガイドラインの見直しを検討する。

9　自己点検・評価、広報・ＩＲ等の推進に関する目標を達成するための措置

- (1) **自己点検・評価、外部評価に関する目標を達成するための措置**
 - ・評価委員会を中心に、大学運営についての自己点検・評価を定期的に実施し、今後の大学運営の改善・改革に活かす。
- (2) **広報・ＩＲ等の推進に関する目標を達成するための措置**
 - ・教育研究に関わる社会からの情報ニーズを整理・分析し、本学のブランディングに資する取り組みを引き続き実施する。
 - ・各部署と連携しＩＲの組織的運用を開始するとともに、企画経営に活用する。また、教学ＩＲ等に関するデータの取扱い方を整備し、教育方法の改善や学生支援に活用するための仕組みを作る。

第3 予算

1 予算（令和4年度）

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	1, 670
自己収入	732
授業料・入学科・入学検定料収入	677
その他の収入	55
受託研究等収入	150
寄附金収入	8
振興基金積立金取崩収入	3
目的積立金取崩収入	63
計	2, 626
支出	
業務費	2, 474
教育研究経費	809
一般管理費	500
人件費	1, 165
受託研究等経費	137
施設整備費	15
計	2, 626

2 収支計画（令和4年度）

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	2,690
経常費用	2,690
業務費	2,296
教育研究経費	973
受託研究費等	134
役員人件費	125
教員人件費	816
職員人件費	248
一般管理費	362
財務費用	1
減価償却費	31
臨時損失	0
収益の部	2,627
経常収益	2,627
運営費交付金収益	1,666
授業料収益	643
入学料収益	77
入学検定料収益	14
受託研究等収益	150
寄附金収益	11
財務収益	0
雑益	55
資産見返運営費交付金等戻入	6
資産見返補助金等戻入	4
資産見返寄附金戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	△63
目的積立金取崩益	63
総利益	0

3 資金計画（令和4年度）

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	2, 994
業務活動による支出	2, 599
投資活動による支出	8
財務活動による支出	18
翌年度への繰越金	369
資金収入	2, 994
業務活動による収入	2, 562
運営費交付金による収入	1, 670
授業料・入学料・入学検定料による収入	676
受託研究等収入	150
寄附金収入	8
その他の収入	55
振興基金積立金取崩収入	3
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	432

4 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

4億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延および事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定されるため。

5 重要な財産の譲渡、または担保に供する計画

なし

6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究の質の向上および組織運営の改善に充てることを基本とする。